電動ローラー運用規程

（目　的）

第１条　本規程は、電動ローラーを使用する際に、使用者が遵守すべきことについて規定する。

（使用時間）

第２条　電動ローラーを使用できる時間は午前８時から午後５時までとする。

（使用の制限）

第３条　電動ローラーの使用は、次の各号の場合に限定し、通常は従来の手動型のローラーを有効に活用する。

　（１）箭弓庭球場に使用する必要があるとき。

　（２）複数のコートを整備する必要があるとき。

　（３）降雨、降雪等の後、電動ローラーを使用することによりコートの状態が良好になると認められるとき。

（使用者の義務）

第４条　電動ローラーを使用するときは、次の各号を遵守しなければならない。

　（１）周囲の安全に配慮し、安全を確保してから使用しなければならない。

　（２）使用者は破損または故障しないよう慎重かつ丁寧に取扱い、責任をもって管理すること。

　（３）使用する際はエンジン音等が発生し、周囲からは騒音にもなり得ることを十分に認識しなければならない。

　（４）電動ローラーは必ず複数人の判断で使用すること。

　（５）コート利用者がいるときは、利用者にコート整備への理解及び協力を依頼し、許可を得た上で使用すること。

　（６）使用後は元の場所へ戻し、使用前と同じ状態にすること。

　（７）使用者は、電動ローラー使用後にローラー使用簿へ使用した記録を記載すること。

（燃料費）

第５条　燃料費は連盟が負担する。

２　燃料が不足する際には使用者が責任をもって補給を行い、費用については連盟事務局へ報告すること。

（使用禁止）

第６条　この規程に著しく違反している者がいる場合、その他連盟が必要と認めた場合には、該当する使用者について、無期または一定期間、電動ローラーの使用を禁止する。

（破損・故障）

第７条　電動ローラーが破損または故障したときは、直ちに連盟へ報告すること。

付　　則

　本規程は、平成３０年４月１日から実施する。